

## 周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内での工事等について

令和3年4月

坂井市教育委員会文化課

### 1 周知の埋蔵文化財包蔵地とは

昔の人々が生活した証となる遺跡のことです。遺跡の性格には、古墳、城跡、集落跡、寺院跡の他、性格がよくわからず、出土品などが確認されている散布地などがあります。

文化庁によると、全国で確認されている遺跡の数は、約46万箇所あるとされています。福井県では3,541箇所あり、そのうち、坂井市では374箇所あるとされ、坂井市は福井市に次いで、県内で2番目に多くの遺跡が確認されている自治体となります。

遺跡範囲は、福井県の埋蔵文化財索引地図に掲載されており、その地図をもとに埋蔵文化財包蔵地の該当の有無を確認しています。

### 2 周知の埋蔵文化財包蔵地内での工事の手続きについて

埋蔵文化財包蔵地に該当していた場合、工事着手の60日前までに下記の書類を提出する必要があります。

一つの工事、開発行為に対して、一つの届出が原則です。現在、工事が終わっている建物が建てられている、過去に届出を提出して指導があった土地でも、新たに工事を計画された場合は届出が必要です。

周知の埋蔵文化財包蔵地で工事等を計画された際は、必ず当課までご相談ください。

#### 【提出書類】

##### 〈民間工事の場合〉

○埋蔵文化財発掘届出書（文化財保護法第93条） 1部…①

##### 〈公共工事の場合〉

○埋蔵文化財発掘通知書（文化財保護法第94条） 1部…②

##### 〈両工事共通〉

○位置図 1部

○平面図 1部

配置図等、敷地全体と計画建物がわかるもの。計画建物の平面図（建築確認等で提出するもの等）

○断面図・基礎伏図・配管図（上下水道の新設が伴う場合） 1部

基礎掘削平面図と地下の掘削状況がわかる断面図（基礎部工法等）

※造成工事等の切土・盛土を行う場合、併せて図面を添付してください

○現況写真 1部

工事箇所の全景が写っている写真1～2枚程度

○発掘調査承諾書 1部…③

○試掘調査依頼（試掘調査が必要な場合） 1部…④

### 【記入上の注意】

#### ①埋蔵文化財発掘届出書、②埋蔵文化財発掘通知書共通

届出者…工事を実施する方（施主）の住所・氏名を記入してください。

届出者が複数の場合は、氏名を一段毎に記入してください。

届出期限…工事着手予定日の60日前までに届け出てください。

(1)所在地…工事実施予定の所在地で、住居表示、地番まで記入してください。

住所の記載ではありません。

(2)面積…工事実施予定箇所全体の面積を記入してください。敷地面積と建築面積が異なる場合は、建築面積を括弧書きで記入してください。

※道路等の場合は、対象道路等全体の工事延長（m）、幅員（m）を記入してください。

(3)土地所有者…所有者が複数の場合は、「別紙一覧のとおり」とし、一覧表を作成し、別紙で提出してもかまいません。

(4)遺跡の種類…福井県の埋蔵文化財索引地図に記載されている種類を選び、○で記入してください。

遺跡の名称…福井県の埋蔵文化財索引地図に記載されている遺跡名を記入してください。

遺跡の現状…土地の地目ではなく、現在の土地利用形態を選び、○で記入してください。

遺跡の時代…福井県の埋蔵文化財索引地図に記載されている時代を選び、○で記入してください。

(5)工事目的…該当する工事目的を選び、○で記入してください。地質調査を実施する場合は、「その他開発」を選び、括弧書きに「地質調査」を記入してください。

工事の概要…「個人住宅の新築」、「個人住宅の建て替え」、「道路の建設」、「水道管の取り替え」等、簡潔に記入してください。

(6)工事主体者…届出者の氏名・住所を記入してください。

(7)施行責任者…請負施工業者が決まっている場合は、請負施工業者の氏名・住所を記入してください。入札等の後で、決定される場合には、氏名欄に「入札後、決定」を記入してください。決定していない場合は、氏名欄に「未定」を記入してください。

(8)着手予定時期…現在、予定している時期を記入してください。

(9)終了時期…現在、予定している時期を記入してください。

(10)参考事項…手続きの担当者の氏名・住所・連絡先を記入してください。また、事前の工事予定（解体等）等、参考となる事項も記入してください。

### ③発掘調査承諾書

承諾者…土地所有者の氏名・住所を記入してください。記入にあたっては、土地所有者の自署あるいは記名押印をお願いします。

※この承諾書は、発掘届出書・試掘調査依頼等に対するもので、立会工事や試掘調査時に遺物（土器等）が出土した場合に、その遺物拾得の権利を放棄していただく際に、必要となるため、提出をお願いしています。

### ④試掘調査依頼 ※試掘調査が必要な場合に提出

届出者…工事実施者（施主）の住所・氏名を記入してください。

届出日…①または②と同じ年月日を記入してください。

工事名…①または②で記載した工事概要を記入してください。

場 所…①または②で記載した所在地を記入してください。

面 積…①または②で記載した面積を記入してください。

地 目…①または②の遺跡の現状で選んだ内容を記入してください。

事業主体…①または②で記載した事業主体（施主）を記入してください。

工事予定期間…①または②で記載した着手予定時期と終了時期を記入してください。

添付書類…①または②と一緒に提出される場合は不要です。試掘調査依頼だけを提出される場合には、添付書類の（イ）位置図（2万5千分の1程度）、（ロ）地形図（2千5百分の1程度）、（ハ）計画平面図、断面図、その他（現況写真）も必要です。

### 【届出書等の提出後について】

埋蔵文化財発掘届出書等を坂井市教育委員会文化課に提出した後、市から意見書を添えて、県に進達することになります。事前に試掘調査が必要なものについては、市で試掘調査を実施し、その結果も添えて、県に進達することになります。工事については、県の通知が出てから着手することになります。

県通知は、慎重工事、工事立会、発掘調査の3つの指導があります。

慎重工事については、届出者が慎重に工事していただく形となりますが、工事立会の場合は、市の担当者が立ち会うこととなりますので、工事の実施にあたり、密に連絡を取り合う必要が出てきます。また、発掘調査の場合は、工事着手までに時間を要することとなりますので、埋蔵文化財に対するご理解とご協力をお願い致します。

#### 【問合せ先】

坂井市教育委員会文化課（坂井市役所南棟 4階）

〒919-0592

福井県坂井市坂井町下新庄1-1

TEL 0776-50-3164（直通）

FAX 0776-68-1480

E-MAIL bunka@city.fukui-sakai.lg.jp